

福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

1 趣 旨

この仕様書は、敦賀以西への北陸新幹線開業効果の波及、最大化に向け、交通ネットワークの充実や地域公共交通の利便性向上を図ることを目的とした福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務を行う者を、公募型プロポーザル方式により選定するための事務について必要な事項を定めたものである。

2 業務名称

福井県嶺南地域公共交通計画策定支援業務

3 業務および企画提案の対象

本業務は、福井県嶺南地域公共交通計画策定に必要な調査、検討、計画案策定および協議会運営支援を行う。

4 業務対象

(1) 嶺南地域の公共交通施策・事業内容および取り巻く状況の調査・分析

圏域の地域公共交通の現状、人口特性や経済状況、観光動向、医療・福祉状況など、地域公共交通を取り巻く社会情勢等について、既存の統計データなどを基に調査・分析を行う。

県および嶺南地域の市町の地域公共交通計画およびそれに類する計画や、まちづくり・観光施策等の関連計画について、その内容および取組みの進捗状況等を収集・整理し、分析を行う。

また、他都道府県の先進事例の調査・分析を行う。収集方法等については提案を行うこと。

〔調査・分析する項目〕

- ・圏域の人口分布、移動実態
- ・公共交通機関の現状（運行状況、利用状況、ダイヤ、運行経路等）
- ・交通結節点（敦賀駅、美浜駅、三方駅、上中駅、小浜駅、若狭本郷駅、若狭高浜駅、東舞鶴駅の8駅）の駅周辺人口、土地利用、施設等の現状
- ・小浜線、地域間幹線系統などの広域バス路線、タクシーなどの利用実態、運営状況の調査・分析
- ・バス運行区間、経路の再検討に必要な調査、分析（効率的なバス運転区間、経路の提案を含む）
- ・最適な交通モードへの転換、組合せの検討に必要な調査、分析
- ・嶺南地域の交通空白地の現状把握および交通空白地における自家用有償旅客運送の状況
- ・県内および他都道府県の地方鉄道や地方路線バスにおける公共交通へのキャッ

シュレス決済の導入状況、交通系 I C カード等、キャッシュレス決済導入の検討に必要な調査

- ・ MaaS をはじめとする新モビリティの先行事例調査
- ・ 新幹線駅からの二次交通の利便性向上策
- ・ 公共交通での移動を楽しめる仕掛けづくりの県内の導入状況および先行事例調査

(2) 地域公共交通の利用実態調査

圏域の小浜線・バス・タクシー等の利用状況や、住民の意向を把握するためのアンケート調査を行うこと。調査手法やアンケート内容については提案を行うこと。

なお、以下の項目については必須で調査を行うこと

- ・ 嶺南地域を回る際に公共交通を利用する観光客の割合

(3) 嶺南地域における地域公共交通の課題の抽出・整理

上記の結果を踏まえ、嶺南地域における地域公共交通の問題点を抽出し、課題を整理すること。課題の抽出や整理に関する具体的な手法や表現方法については提案を行うこと。

(4) 嶺南地域公共交通計画案の策定支援

圏域の公共交通計画の基本的な方針や計画案の目標、目標の達成に向けて実施する事業、取組主体と実施スケジュールなどの記載事項案を提示して、必要に応じて助言等を行うとともに目標を達成するための評価指標について検討・提案を行うこと。

目標の検討にあたっては、以下の3つの項目について必ず検討・整理を行うこと。

- ・ 住民等の公共交通の利用者数
- ・ 公共交通の収支（収支率・収支差）
- ・ 公共交通への公的資金投入額

施策の検討にあたっては、以下の3つの方向性を踏まえて行うこと。

- ・ 持続可能な交通ネットワーク
- ・ 駅からの利便性の高い二次交通の整備
- ・ 公共交通での移動を楽しめる仕掛けづくり

協議会での検討結果をふまえた計画素案を作成すること。

なお、計画素案を作成するにあたっては、令和6年1月に策定された嶺北地域公共交通計画と、今回策定する嶺南地域公共交通計画の進捗や成果等について、将来的に一体的に確認・議論できるよう、嶺北地域公共交通計画と整合性を持たせること。

福井県嶺南地域公共交通計画策定調査報告書の作成を行うこと。

(5) 協議会開催支援

協議会（令和6年度は3回程度を予定）での検討・協議に必要な資料を作成するとともに、協議会の開催準備、出席および議事録の作成を行うこと。

委員への報償費・実費弁償、その他関係する消耗品費等は、受託者が委託料より支弁すること。

なお、開催にあたっては、発注者と事前に協議し開催日および資料等を決定すること。

報償費　：会長 14,000 円、
 委員（行政・交通関係者除く（3名程度を想定））13,000 円
実費弁償：会長、委員（行政・交通関係者除く（3名程度を想定））
 地区内会場までの旅費

（6）計画策定業務の進め方

（1）から（4）の業務実施にあたっては、（5）で開催する協議会での協議内容等をふまえ、対応すること。

5 成果品

調査報告書 3部
上記にかかる電子データ 一式
本事業の調査等により収集・作成した全てのデータ
※データ形式はエクセルなど加工可能な形式とする。

6 著作権等

- （1）受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- （2）発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- （3）受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- （4）受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、また、委託契約書第15条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- （5）発注者は、受注者が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）およびデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、

受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラムおよびデータベースを利用することができる。

7 その他

- (1) 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、委託契約書第7条第1項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- (3) 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補または損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- (4) 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示または貸与品の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示または貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (5) 受注者は、関係法令等に適合するよう関係機関と協議し、その指示に従うものとする。
- (6) 受注者は、本業務に係る契約締結後、速やかに業務工程表を提出すること。
- (7) 受注者は、協議会から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。